

徳島ＳＤＧｓパートナー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内事業者等の「持続的な開発目標（以下「ＳＤＧｓ」という。）」の達成に向けた取組を促進することにより、事業者等の価値向上を図るとともに、ＳＤＧｓの普及や地域の課題解決を通じた地方創生を図る「徳島ＳＤＧｓパートナー制度」（以下「登録制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本登録制度の対象者は、徳島県内に事業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、団体又は個人事業主であって、次の全てを満たす者とする。

- (1) 県税などの租税公課の未納がないこと
- (2) 暴力団等反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力との関係がないこと
- (3) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと

(登録要件)

第3条 登録は、次の各号全てに該当する場合に行うこととする。

- (1) 経済、社会及び環境の3つの側面に取組及び目標が設定されていること
- (2) 自らの活動とＳＤＧｓとの関連付けがなされていること

(登録方法)

第4条 登録の申請をしようとする者は、次の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 徳島ＳＤＧｓパートナー申請書（様式第1号）
- (2) 徳島ＳＤＧｓパートナーアクション（様式第2号）
- (3) 徳島ＳＤＧｓパートナーチェックリスト（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(登録)

第5条 知事は、前条の規定による申請が、第3条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした県内事業者等を「徳島ＳＤＧｓパートナー」として登録し、徳島ＳＤＧｓパートナー登録証を交付するものとする。

2 知事は、前項の登録をしたときは、県ホームページ等において公表するものとする。

(ロゴマークの使用)

第6条 徳島ＳＤＧｓパートナーは、登録期間中に県が定めるロゴマークを使用することができます。

2 徳島ＳＤＧｓパートナーが、前項に規定するロゴマークを使用する場合は、県が別に定める規程を遵守するものとする。

(登録の有効期限、進捗報告及び更新)

第7条 登録の有効期限は、登録の日から3年を経過する日が属する年度の末日までとする。

2 登録の更新を受けようとする徳島ＳＤＧｓパートナーは、第4条に規定する書類に徳島ＳＤＧｓパートナー進捗報告書（様式第4号）を添付し、知事に提出するものとする。

（登録の変更）

第8条 徳島ＳＤＧｓパートナーは、登録内容に変更が生じたときは、第4条の規定により提出した書類に変更内容を反映し、知事に提出するものとする。

（登録の辞退）

第9条 徳島ＳＤＧｓパートナーは、登録の辞退をしようとするときは、徳島ＳＤＧｓパートナー登録辞退届（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（登録の取消し）

第10条 知事は、徳島ＳＤＧｓパートナーが、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) SDGsの達成に資する活動について、実態がないことが判明した場合
- (4) 第2条の対象者に該当しなくなった場合
- (5) 事業者等としての活動実態がないと判断される場合
- (6) 電話、Eメール、手紙等による連絡がとれなくなり、1年を超えた場合
- (7) その他、徳島ＳＤＧｓパートナーとして適当でないと認める場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた事業者等に対し、速やかに理由を付して書面で通知するものとする。

（事務の所掌）

第11条 この要綱に関する事務は、徳島県政策創造部万博推進課において所掌する。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は令和5年3月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和5年6月1日から施行する。